

令和 6 年度

山王海葛丸農業水利事業

稻荷頭首工実施設計業務

特別仕様書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

山王海葛丸農業水利事業稲荷頭首工実施設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書(設)」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、山王海葛丸農業水利事業の工事实施のために利用する、稲荷頭首工の実施設計を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする、稲荷頭首工は、岩手県紫波郡紫波町地内で別紙-1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書(設)第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りにあたっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書(設)第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。

(2) 東北農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。

(3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中で

ないこと。

(4) 共通仕様書（設）1-30 条守秘義務を遵守できるものであること。

(5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

ア 親会社と子会社の関係にある

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

2) 人的関係

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

(1) 照査技術者と同等の同種または類似業務実績を有する者

(2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査のほかに、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 5-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書（設）第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第 1－6 条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- 3 その他、業務計画書等を示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- 4 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第 1－7 条

業務請負契約書、共通仕様書（設）に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員の承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後に行うものとする。
また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。

(管理技術者)

第 1－8 条

管理技術者は、共通仕様書（設）第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		機械－機械設計等
		建設－鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木
		農業農村工学
	機械	機械設計等
	建設	鋼構造及びコンクリート
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
	鋼構造及びコンクリート	

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、ゲート設備もしくは除塵設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

(照査技術者)

第 1－9 条

- 1 照査技術者は、共通仕様書（設）第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		機械－機械設計等
		建設－鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木
		農業農村工学
	機械	機械設計等
	建設	鋼構造及びコンクリート
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
	鋼構造及びコンクリート	

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、ゲート設備もしくは除塵設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

2 共通仕様書（設）第 1-7 条第 4 項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

（1）業務計画作成時

（2）基本条件の設定時

（3）細部条件及び構造検討項目の決定時

（4）設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時

（5）その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

3 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書（設）第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

4 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第 1－10 条

担当技術者は、共通仕様書（設）第 1-8 条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－11 条

共通仕様書（設）第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書（設）第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－12 条

受注者は、共通仕様書（設）第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2－1 条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。

他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発行所	制定(改定)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「頭首工」	(公社)農業農村工学会	令和6年3月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成26年3月
3	鋼構造物計画設計技術指針（水門扉編）	(一社)農業土木事業協会	平成21年3月
4	鋼構造物計画設計技術指針（除塵設備編）	(一社)農業土木事業協会	平成27年3月
5	電気設備計画設計技術指針（高低圧編）	(一社)農業土木機械化協会	令和元年9月
6	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省 農村振興局	令和5年4月
7	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省 農村振興局	平成28年8月
8	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」	農林水産省 農村振興局	平成22年6月
9	農業水利施設の長寿命化のための手引き	(一社)農業土木事業協会	平成27年12月

(設計条件)

第2-2条

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

1 設計基本条件

項目	条件
設計取水量（水利権変更後）	4.819m ³ /s
設計取水位	EL184.390m
設計洪水量	750.000m ³ /s
設計洪水位	EL188.885m

2 構造物の規模等

項目	現況規模
型式	フィックスドタイプ半固定堰
堤高	2.84m
堤長	33.90m
沈砂池	60.20m
導水路	74.90m
観測施設	水位測定器 2 箇所

3 ゲート設備等

項目	構造	規格等
取水門	鋼製スライドゲート	B3. 60m×H2. 20m× 1 門
	スクリーン	B3. 60m×H2. 35m× 1 箇所
土砂吐	鋼製ローラゲート	B2. 15m×H3. 20m× 2 門
沈砂池	鋼製スライドゲート	B2. 00m×H2. 00m× 1 門
分水工	鋼製スライドゲート	B1. 76m×H0. 95m× 2 門

4 重要度区分

項目	区分
重要度区分	B 種

5 計画（改修）内容等

計画（改修）内容等は、過年度業務の報告書に基づき次の表に示す内容で考えているが、施設の劣化状況及び対策工法の検討等に基づき変更する場合がある。

別紙－2「健全度と対策工法（改修計画）」、別紙－3「稲荷頭首工 施設健全度マップ」及び別紙－4「稲荷頭首工改修計画」を参考とする。

項目		数量	改修内容等	備考
固定堰	固定堰部	1 式	補修	
	エプロン	1 式	補修	
土砂吐	堰柱	1 式	補修	
	エプロン	1 式	補修	
	導流壁	1 式	補修	
	護床工	1 式	補修	
	巻上機室	1 式	新設	
取水工	取水門柱	1 式	補修	
導水路	本体	1 式	補修	
	除塵設備	1 式	新設	
除塵設備(機械)		1 式	新設	
魚道	本体	1 式	補修	
沈砂池		1 式	補修	
分水工		1 式	補修	
護岸	護岸、擁壁	1 式	補修	
操作室	管理棟(管理室)	1 式	補修	
管理橋		1 式	新設	
ゲート設備 ・取水門 ・土砂吐 ・分水工 ・沈砂池	扉体	1 式	更新	ゲート 6 門
	戸当り	1 式	更新	
	開閉装置	1 式	更新	
	機側操作盤	1 式	更新	
	スクリーン(取水)	1 式	更新	
その他	河川内土砂撤去	1 式	撤去	

6 取水期間・取水量

稲荷頭首工の期間最大取水量は以下のとおりである。

非かんがい期(10/1～翌年4/20)においても水路維持用水としての利用があるため、取水を確保するものとする。

区分	最大取水量(m ³ /s)					
	4/6～4/20	4/21～4/25	4/26～5/15	5/16～9/5	9/6～9/30	10/1～ 翌年 4/5
現行水利権	1.503	1.555	5.114	3.819	0.243	0.128
変更水利権※	1.503	1.523	4.819	3.805	0.235	0.128

※変更水利権とは、山王海葛丸地区事業計画における変更取水量である(令和6年度変更協議予定)。

(作業条件)

第 2－3 条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- 1 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示するものと十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- 3 現地調査を行う時期は下記に示す期間を予定しているが、詳細については監督職員と打合せた後に実施するものとする。

施設名	作業予定期間	備考
稻荷頭首工	R6. 9月～R7. 1月	かんがい期終了 9 月 5 日

- 4 現地作業において、仮設工が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。
- 5 対象施設は非かんがい期の落水状態を想定しているが、作業上支障となる状態が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。
- 6 屋外での作業実施に際しては、共通仕様書（設）第 1-31 条により安全確保に努めなければならない。

(参考図書)

第 2－4 条

本業務の参考とする図書は、共通仕様書（設）第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改定)年月
1	コンクリートのひび割れ調査，補修・補強指針 2022	(公社)日本コンクリート工学会	令和 4 年 6 月
2	水門鉄管技術基準	(一社)電力土木技術協会	令和 4 年 11 月
3	水門樋門ゲート設計要領（案）	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成 13 年 12 月
4	除塵設備設計指針	(一社)電力土木技術協会	令和 6 年 1 月
5	河川砂防技術基準（案）同解説・設計編	(社)日本河川協会	平成 9 年 10 月
6	河川構造物の耐震性能照査指針・同解説	国土交通省 水管理・国土保全局	令和 6 年 3 月
7	立体横断施設技術基準・同解説	(一社)日本道路協会	昭和 54 年 1 月
8	配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM－TR 1 4 4）	(一社)日本電機工業会	平成 29 年 3 月
9	建築設備耐震設計・施工指針	(一社)日本建築センター	平成 26 年 9 月
10	建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル	(一社)日本電設工業会 (一社)電気設備学会	平成 28 年
11	電気通信施設設計要領・同解説（電気編）	(一社)建設電気技術協会	平成 29 年 3 月
12	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	(一社)建設電気技術協会	令和 5 年
13	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	(一社)建設電気技術協会	平成 31 年 4 月
14	雷害対策設計ガイド	(一社)日本雷保護システム工業会	平成 28 年 1 月

（貸与資料等）

第 2－5 条

貸与資料等は、次のとおりである。

番号	分類	貸与資料	数量
1	成果品	平成 24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 山王海地区機能診断調査業務 報告書	1 部
2	成果品	平成 27 年度 地域整備方向検討調査 山王海三期地区施設機能調査業務 報告書	1 部
3	成果品	平成 28 年度 地域整備方向検討調査・国営造成施設緊急整備対策調査 山王海三期地区整備構想策定業務 報告書	1 部
4	成果品	平成 30 年度 国営土地改良事業地区調査 山王海三期地区稲荷頭首工改修他基本設計その他業務 報告書	1 部
5	成果品	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 山王海三期地区用水計画検討業務 報告書	1 部
6	成果品	令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 山王海三期地区事業構想検討その他業務 報告書	1 部
7	関係図書	山王海農業水利事業出来形図 稲荷頭首工	1 部
8	関係図書	国営山王海葛丸土地改良事業計画書	1 部
9	関係図書	施設の長寿命化に配慮した更新整備計画（山王海葛丸地区）	1 部
10	その他	その他監督職員が必要と認める資料	1 式

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

（参考図書及び貸与資料等の取扱い）

第 2－6 条

第 2－4 条、第 2－5 条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料等の記載事項に相互に矛盾がある場合、または解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。

- 3 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別紙-5「作業項目内訳表」に示すものとする。

1 設計業務

(1) 稲荷頭首工 1式

作業項目	数量	備考
1 準備作業	1式	
2 土木施設等の設計	1式	
3 施設機械等の設計	1式	
4 設計図作成	1式	
5 数量計算	1式	
6 仮設計画	1式	
7 施工計画	1式	
8 照査	1式	
9 点検とりまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条

作業の実施にあたり特に留意する点は、次のとおりとする。

1 共通事項

- (1) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- (2) 調査及び測量が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

2 設計作業

- (1) 設計にあたっては、造成される施設及び改修・補修する施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

既存施設の構造や配置、施設管理者の維持管理体制等を考慮しながら総合的に検討し、設計しなければならない。

特に、施設管理者の維持管理への意向に配慮するものとする。

(2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 第2－4条、第2－5条及び共通仕様書（設）に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

(5) 本業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。

なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

1) 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、

<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。

2) 新技術情報システム（NETIS）は <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。

(6) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」、土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事）及び土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）に基づき作成するものとし、それ以外については監督職員と協議するものとする。

1) 「工事工種の体系化」は、https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。

2) 「土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事）及び土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）」は、<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/> を参照。

(7) ゲート設備及び除塵設備の設計にあたっては、第4回中間打合せを東北農政局土地改良技術事務所における設計諸元検討会として実施するものとする。

(8) 新農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月）において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者、担当技術者及び事業所長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

確認事項
設計条件・前提条件
業務計画の妥当性
スケジュール
設計変更内容
その他(資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等)

(2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

2 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

3 本業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

4 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

5 設計業務審査のためのチェックリストの作成

業務の中間段階において、設計条件等の確認及び中間成果の情報共有を図るため、農村振興局整備部設計課作成の「設計業務管理の手引書」（農林水産省 HP 掲載）の当該工種にかかる設計審査のためのチェックリストその他監督職員から指示のあった様式を作成し、情報共有システムを活用して中間成果物とともに監督職員に提出しなければならない。

（１）設計業務管理の手引書

「設計業務管理の手引書」は下記リンクを参照。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/s_kanri_tebiki/index.html

（業務写真における黒板情報の電子化）

第 3－4 条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、下記 1～4 によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

（１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

（２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

（１）受注者は、上記「1 使用する機器・ソフトウェア」の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

（２）本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記（１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

- (3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、上記「3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い」に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4－1条

- 1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。
- 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。
- 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5－1条

共通仕様書(設)第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

回数	打合せ	目的・時期
第1回	初回打合せ	作業着手の段階、現場条件等の確認、貸与資料の貸与
第2回	中間打合せ	基本条件整理段階
第3回	中間打合せ	計画・設計段階
第4回	中間打合せ	設計諸元検討会（ゲート設備及び除塵設備）
第5回	中間打合せ	細部設計段階
第6回	最終打合せ	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書（設）第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

（成果物）

第6－1条

1 成果物

成果物を共通仕様書（設）第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物	数量
成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）	正副 2 部
成果物の電子媒体（個人情報等の不開示情報版）（CD-R 若しくは DVD-R）	1 部
成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	1 部

2 開示用成果物の作成

成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行った電子媒体（個人情報等の不開示情報版）を作成するものとする。

個人情報等の不開示情報版は成果物の電子媒体について上記「1 成果物」に示す部数を提出するものとする。

なお、個人情報等の不開示情報版の成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第6-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地 70-3

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第7章 契約変更

(契約変更)

第7-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合
- 2 第2-3条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- 3 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 4 第3-2条に示す「作業の留意点」に変更が生じた場合
- 5 第3-3条に示す「業務の成果品質確保対策」に変更が生じた場合
- 6 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 7 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 8 履行期間の変更が生じた場合
- 9 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- 10 現地作業において仮設工が必要となった場合
- 11 本業務の遂行に伴い、新たな作業が必要となった場合
- 12 その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

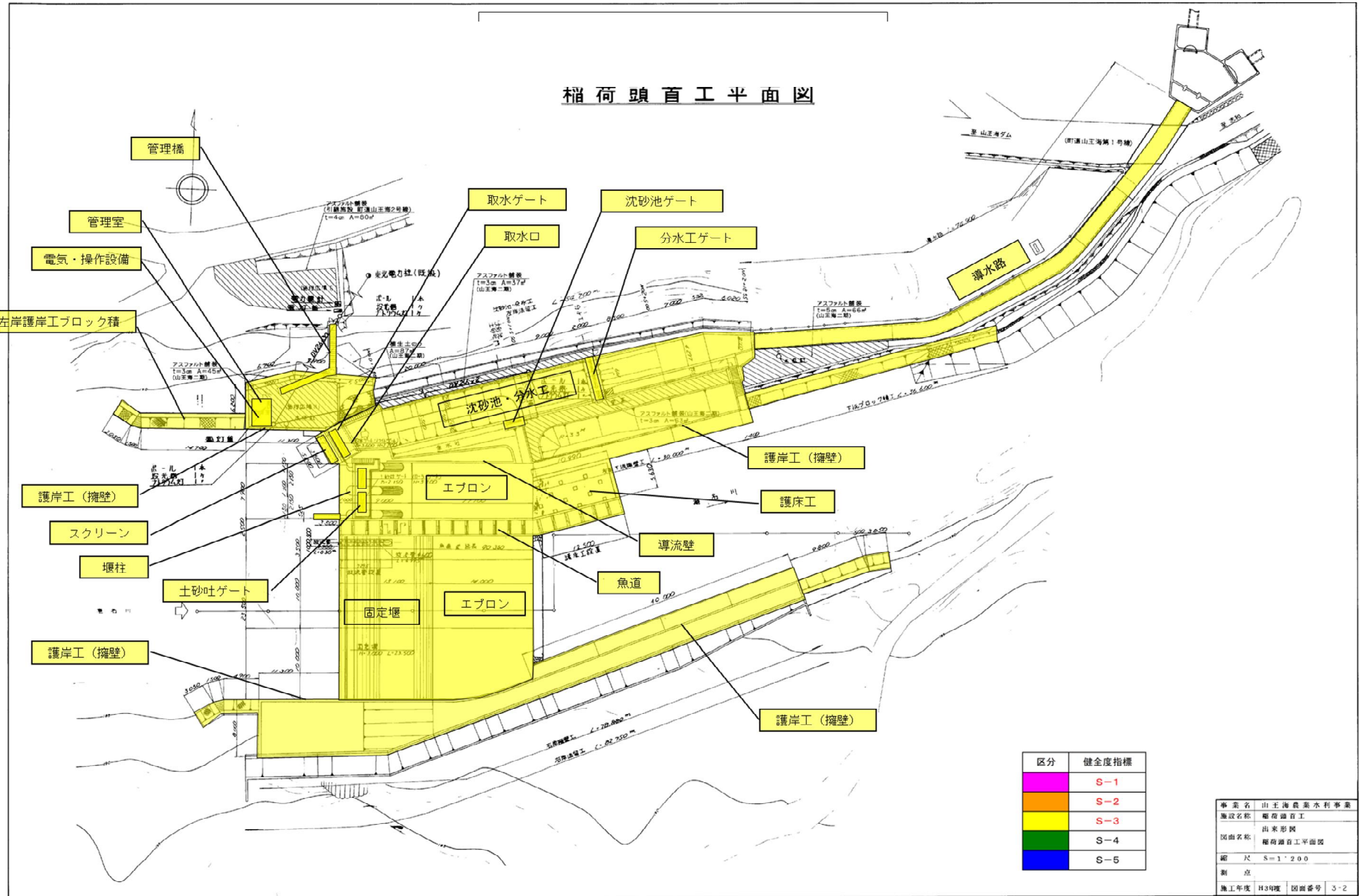
第8－1条

この特別仕様書に定めなき事項または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

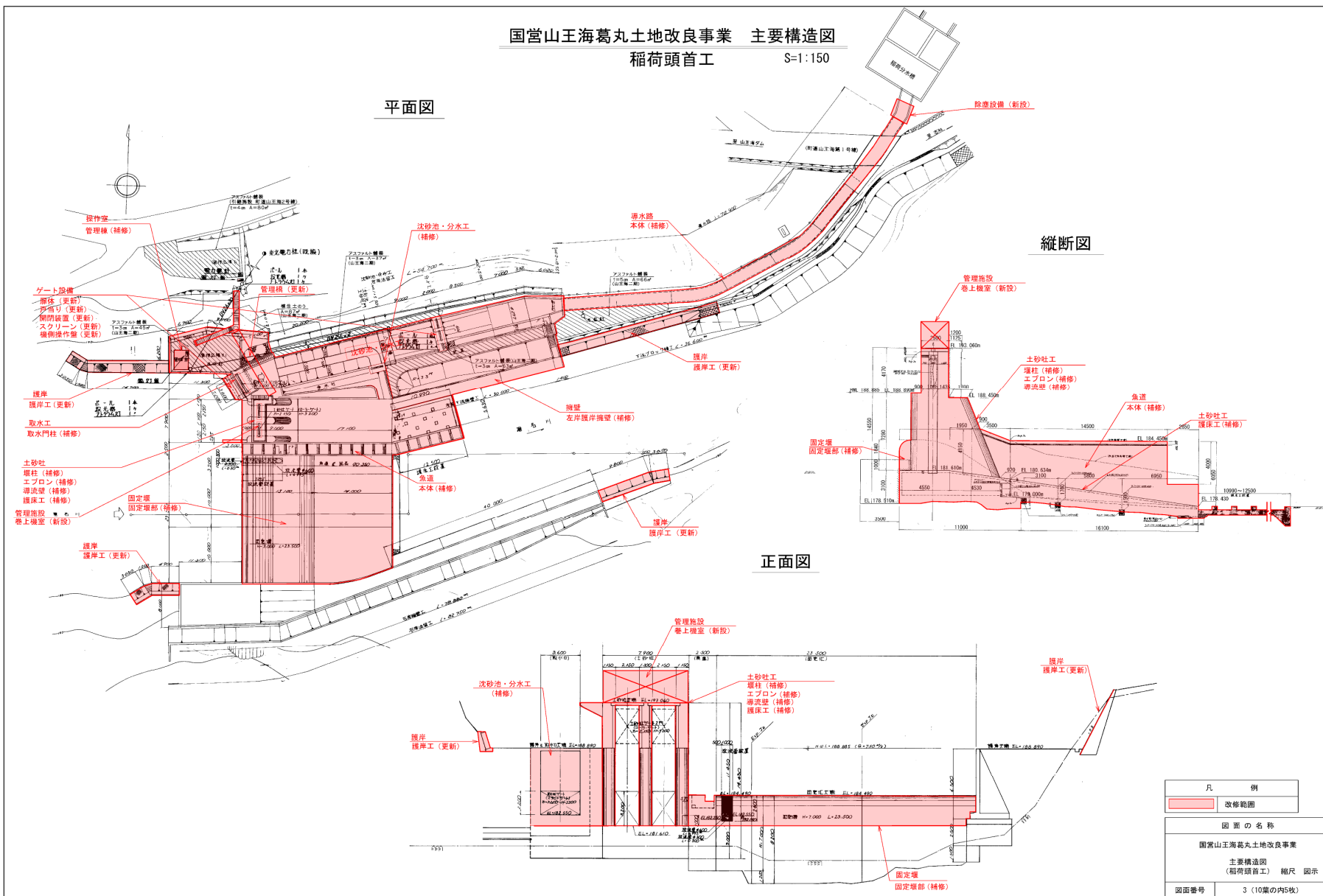
別紙ー 2 健全度と対策工法（改修計画）

施 設 名	部位又は設備			事業計画 採用評価	事業期間内 対策工法
稲荷頭首工 (S50) (県営用排水改良事業) ※国営山王海一期にて 部分改修(H3)	固定堰	土木	固定堰部	S-3	補修
			水叩部	S-3	上記に含む
	土砂吐	土木	堰柱	S-3	補修
			操作台	S-3	上記に含む
			下流エプロン	S-3	補修
			導流壁	S-3	補修
			護床工	S-3	補修
		建築	巻上機室	—	新設
	取水工	土木	取水門柱	S-3	補修
	導水路	土木	本体	S-3	補修
			除塵設備	—	新設
		機械	除塵設備	—	新設
	魚道	土木	本体	S-3	補修
	沈砂池 分水工	土木	上流取付工	S-3	補修
			余水吐工土砂吐工	S-3	上記に含む
			分水工上流取付工	S-3	上記に含む
			分水工	S-3	上記に含む
			分水工下流取付工	S-3	上記に含む
			下流水路	S-3	上記に含む
			導水路取付工	S-3	上記に含む
			放流工	S-3	上記に含む
	土砂吐 取水工 沈砂池 分水工	機械	扉体更新(SUS)	S-3	SUSによる更新
			戸当り 更新SUS	S-3	SUSによる更新
			開閉機 更新	S-3	更新
			スクリーン 更新SUS	S-3	更新
			操作盤 更新	S-3	更新
	護岸	土木	上流部(右岸)	S-3	補修
			上流部(左岸)	S-3	上記に含む
			堰壁(右岸)	S-3	上記に含む
			下流部	S-3	上記に含む
			擁壁	S-3	補修
	操作室	建築	管理棟	S-3	補修
		電気	水管理制御設備	S-3	水管理施設で計上
			受配電設備	S-3	上記に含む
	管理橋	土木	管理橋新設	—	新設
	その他	土木	河川内	—	土砂除去
	仮設	土木	仮設工	—	仮設道路・仮締切工他

別紙ー 3 稲荷頭首工 施設健全度マップ



別紙－４ 稻荷頭首工改修計画



別紙－５ 作業項目内訳表

1 設計業務 (1) 稲荷頭首工

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1 準備作業		
1－1 現地調査	頭首工地点及び周辺の地形、地質、現況の諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。	○
1－2 資料の検討	実施設計のための貸与資料を整理・把握し、作業計画を樹立する。	○
2 土木施設等の設計		
2－1 土木構造物の改修	固定堰、土砂吐、取水工、導水路、魚道、沈砂池、分水工、護岸等のコンクリート構造物について、現地調査及び貸与資料（機能診断調査結果）を基に、改修箇所を決定し、改修に係る対策工法を検討・決定する。	○
2－2 固定堰及び堰柱の耐震性能照査	ゲート設備の更新、管理橋及び巻上機室の新設を踏まえた、固定堰及び堰柱の耐震性能照査（レベル1地震動）を行う。	○
2－3 河川内堆積土砂の撤去	固定堰上流部に堆積した土砂の撤去計画を検討・決定する。	○
3 施設機械等の設計		
3－1 ゲート設備の更新	ゲート設備（扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤、スクリーン）について、現地調査及び貸与資料（機能診断調査結果）を基に、各設備の対策工法を再整理し、ゲート及び付属設備の整備水準を決定のうえ詳細整備計画を立案し、仕様・配置等の設計を行う。	○
3－2 除塵設備の新設	除塵設備の設置位置を検討し、除塵機型式、コンベヤ型式、ホップ型式、操作制御方式、付属設備の仕様・配置等の検討・決定を行い、除塵設備及び下部土木構造物の設計を行う。	○
3－3 管理橋の新設	基本設計業務（H30）にて検討した管理橋の諸元、レイアウト、材質、構造計算、図面等を検証し、設計を行う。	○
3－4 巻上機室の新設	基本設計業務（H30）にて検討した巻上機室の設計条件、寸法、操作台拡張部の支持構造、建屋形状、図面等を検証し、ゲート設備の機器配置や管理スペースを考慮した設計を行う。	○
3－5 設計計算	ゲート設備及び除塵設備（付帯設備含む）等に係る設備諸元、機器配置の検討等を行い、各設備の詳細な設計計算書を作成する。	○
3－6 材料計算	施設機械等の設計について、土地改良工事積算基準及び土地改良工事数量算出要領（案）に基づき、数量表（内訳（規格・内容等、重量）・集計）を作成する。	○

作業項目	作業内容	作業 実施欄
4 設計図作成		
4－1 設計図作成	工事発注に必要な平面図、縦断図、正面図、構造図、計画図、配置図、単線結線図、操作制御フロー図、電気配線図、土工図等を作成する。	○
5 数量計算		
5－1 数量計算	土木施設等の設計について、工事工種の体系化、土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事）及び土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）に基づき、詳細な数量計算を行う。	○
6 仮設計画		
6－1 仮設計画	河川測量の成果を基に水理計算を行い、河川仮締切工の計画を作成するとともに、工事用進入路、仮設ヤード、排水処理工、濁水処理対策、仮設電力、足場工及び雪寒仮囲工等の仮設計画を検討する。仮設工の設計にあたっては、目的・重要性を十分認識のうえ、現地の施工条件等を適切に反映し、種々の構造計算・安定計算の結果に基づき、数量計算及び図面の作成を行う。	○
7 施工計画		
7－1 施工計画	基本設計業務（H30）を踏まえ、本体工事、仮設工事、工程計画、環境配慮対策について、詳細な施工計画及び工事工程表を作成する。	○
8 照査		
8－1 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
9 点検とりまとめ		
9－1 点検とりまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○